

STOREE SAISON 利用規約改定のお知らせ

2025年3月24日をもって STOREE SAISON 利用規約を改定させていただきます。主な改定内容は下記の通りです。

STOREE SAISON 利用規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>略(1)～(9)</p> <p>(10) 「ネットサービス」とは、「セゾン Net アンサー」、「アットユーネット」、「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン Net アンサー」、「セゾンポイントモール」又は当社が認める第三者が提供するインターネットサービスをいいます。</p> <p>略(11)～(13)</p> <p>(14) 「永久不滅ウォレット」とは、<u>永久不滅ウォレット規約</u> (以下「ウォレット規約」といいます) に基づき当社が提供するサービスをいいます。</p> <p>(15) 「ウォレットポイント」とは、<u>永久不滅ウォレット</u>において利用いただくポイントをいいます。</p> <p>(16) 「クーポン」とは、当社が発行する、本サービスで利用可能な優待クーポンをいいます。クーポンは、本サービス内のマイページで確認することができます。</p> <p>(17) 「クレジットカード等」とは、クレジットカード、デビットカード、前払式支払手段、又は資金移動業若しくは為替取引を提供するサービスその他の当社が指定する決済手段をいいます。</p>	<p>第 2 条 (定義)</p> <p>略(1)～(9)</p> <p>(10) 「ネットサービス」とは、「セゾン Net アンサー」、「アットユーネット」、「<u>SAISON ID</u>」、「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン Net アンサー」、「セゾンポイントモール」又は当社が認める第三者が提供するインターネットサービスをいいます。</p> <p>略(11)～(13)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(14) 「クーポン」とは、当社が発行する、本サービスで利用可能な優待クーポンをいいます。クーポンは、本サービス内のマイページで確認することができます。</p> <p>(15) 「クレジットカード等」とは、クレジットカード、デビットカード、前払式支払手段、又は資金移動業若しくは為替取引を提供するサービスその他の当社が指定する決済手段をいいます。</p>
<p>第 3 条 (本規約への同意)</p> <p>略 1.</p> <p><u>2.本サービスで永久不滅ポイントの利用を希望する場合、第 4 条 3 号に記載する会員</u></p>	<p>第 3 条 (本規約への同意)</p> <p>略 1.</p> <p>(削除)</p>

<p>は、本規約の他、ウォレット規約にも同意するものとします。</p> <p>3. <u>会員が未成年者である場合は、事前に親権者など法定代理人の包括的な同意を得たうえで本サービスを利用しなければなりません。</u></p>	<p>2. <u>会員が未成年者である場合は、事前に親権者など法定代理人の包括的な同意を得たうえで本サービスを利用しなければなりません。</u></p>
<p>第 8 条 (ポイントの利用)</p> <p>1. 会員は、商品の購入代金の全部又は一部の支払いに、ポイントを利用することができます。</p> <p>2. 当社は商品毎に、利用いただけるポイントの価値を定めています。</p> <p>3. <u>第 4 条 3 号の会員が永久不滅ポイントを利用する場合、自動でポイントがウォレットポイントに交換され、元々保有されているウォレットポイントと合算された後減算されます。</u></p>	<p>第 8 条 (ポイントの利用)</p> <p>1. 会員は、商品の購入代金の全部又は一部の支払いに、ポイントを利用することができます。</p> <p>2. 当社は商品毎に、利用いただけるポイントの価値を定めています。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 4 条 (会員)</p> <p>会員は、ネット会員のうち次の各号に定める方ご本人に限ります。</p> <p>略(1)、(2)</p> <p>(3) <u>セゾンポイントモール オープン会員の方</u></p>	<p>第 4 条 (会員)</p> <p>会員は、ネット会員のうち次の各号に定める方ご本人に限ります。</p> <p>略(1)、(2)</p> <p><u>(3)SAISON ID 会員のうち、対象カードを有効に保有されている会員の方</u></p> <p><u>(4)セゾンポイントモール オープン会員の方</u></p>
<p>第 9 条 (ポイントの交換)</p> <p>1. 会員は、ポイントを特定商品と交換することができます。</p> <p>2. <u>第 4 条 3 号の会員が永久不滅ポイントと特定商品を交換する場合、自動で永久不滅ポイントがウォレットポイントに交換され、元々保有されているウォレットポイントと合算された後、ウォレットポイントと特定商品が交換されます。</u></p> <p>3. <u>永久不滅ポイント以外のポイントと特定</u></p>	<p>第 9 条 (ポイントの交換)</p> <p>1. 会員は、ポイントを特定商品と交換することができます。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>永久不滅ポイント以外のポイントと特定</u></p>

<p>商品を交換する場合、当社は、当該ポイント発行会社の代わりに以下の各号に定める交換業務を行い、その他の交換業務は当該ポイント発行会社にて行われます。</p> <p>(1)特定商品の交換に関する申込みを受付する業務</p> <p>(2)前号の申込み情報を当該ポイント発行会社へ連携する業務</p> <p>(3)その他、当社と当該ポイント発行会社が合意のうえ定めた業務</p>	<p>商品を交換する場合、当社は、当該ポイント発行会社の代わりに以下の各号に定める交換業務を行い、その他の交換業務は当該ポイント発行会社にて行われます。</p> <p>(1) 特定商品の交換に関する申込みを受付する業務</p> <p>(2)前号の申込み情報を当該ポイント発行会社へ連携する業務</p> <p>(3)その他、当社と当該ポイント発行会社が合意のうえ定めた業務</p>
<p>第 11 条 (ID による支払)</p> <p>1.本サービスでは、ネットサービスのうち、「セゾン Net アンサー」、「アットユーネット」、「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン Net アンサー」、又は当社が認める第三者 が提供するインターネットサービスの ID に紐づくクレジットカードの番号、有効期限 が ID に紐づいて自動登録されます。</p> <p>2.本サービスでは、セゾンポイントモールオープン会員の方は、ID にクレジットカード 等の番号、有効期限、セキュリティーコードを紐づけて登録することができます。</p> <p>3.ID に、クレジットカード等の番号等の紐づけがされている会員は、当社が入力された ID 及びパスワードの一致を確認することで、商品の購入代金の支払いの際、クレジットカード等の番号等を入力することなく、当該クレジットカード等による支払いを行うことができます。</p>	<p>第 11 条 (ID による支払)</p> <p>1.本サービスでは、ネットサービスのうち、「セゾン Net アンサー」、「アットユーネット」、「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン Net アンサー」、又は当社が認める第三者が提供するインターネットサービスの ID に紐づくクレジットカードの番号、有効期限が ID に紐づいて自動登録されます。</p> <p>2.本サービスでは、ネットサービスのうち、「SAISON ID」会員の方は、ID に紐づいたクレジットカードのうち1つを都度選択いただきます。</p> <p>3.本サービスでは、セゾンポイントモールオープン会員の方は、ID にクレジットカード等の番号、有効期限、セキュリティーコードを紐づけて登録することができます。</p> <p>4.ID に、クレジットカード等の番号等の紐づけがされている会員は、当社が入力された ID 及びパスワードの一致を確認することで、商品の購入代金の支払いの際、クレジットカード等の番号等を入力することなく、当該クレジットカード等による支払いを行うことができます。</p>

改定前	改定後
<p>第 19 条 (利用停止及び権利喪失)</p> <p>1.会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、会員による本サービスの利用を停止又は本サービスの利用に関する一切の権利を喪失させることができるものとします。</p> <p>(1) 本規約の定めに違反した場合又は違反している虞がある場合。</p> <p>(2) ネットサービスの利用が停止された場合。</p> <p>(3) ポイント規約等の定めによりポイントを喪失した場合、ポイントプログラムの利用を停止された場合又は対象カードの利用を停止された場合。</p> <p><u>(4) 第 4 条 3 号の会員において、永久不滅ウォレットの利用が停止された場合又は会員資格を喪失した場合。</u></p> <p>2.会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、会員は、本サービスの利用に関する一切の権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 対象カードの会員資格を喪失した場合。</p> <p>(2) ネットサービスの会員資格を喪失した場合。</p> <p>(3) ポイントの会員資格を喪失した場合。</p> <p>3.前各項により会員に損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 19 条 (利用停止及び権利喪失)</p> <p>1.会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、会員による本サービスの利用を停止又は本サービスの利用に関する一切の権利を喪失させることができるものとします。</p> <p>(1) 本規約の定めに違反した場合又は違反している虞がある場合。</p> <p>(2) ネットサービスの利用が停止された場合。</p> <p>(3) ポイント規約等の定めによりポイントを喪失した場合、ポイントプログラムの利用を停止された場合又は対象カードの利用を停止された場合。</p> <p>(削除)</p> <p>2.会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、会員は、本サービスの利用に関する一切の権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 対象カードの会員資格を喪失した場合。</p> <p>(2) ネットサービスの会員資格を喪失した場合。</p> <p>(3) ポイントの会員資格を喪失した場合。</p> <p>3.前各項により会員に損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。</p>
<p>第 24 条 (その他)</p> <p>本規約に定めのない事項については、<u>ネットサービス規約、ポイント規約等、ウォレット規約</u>及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」の定めるところによります。</p>	<p>第 24 条 (その他)</p> <p>本規約に定めのない事項については、<u>ネットサービスの規約、ポイント規約等</u>及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」の定めるところによります。</p>